

林業分野における外国人材の活用

【森林資源の活用による地方創生】

全国で森林資源が年々充実

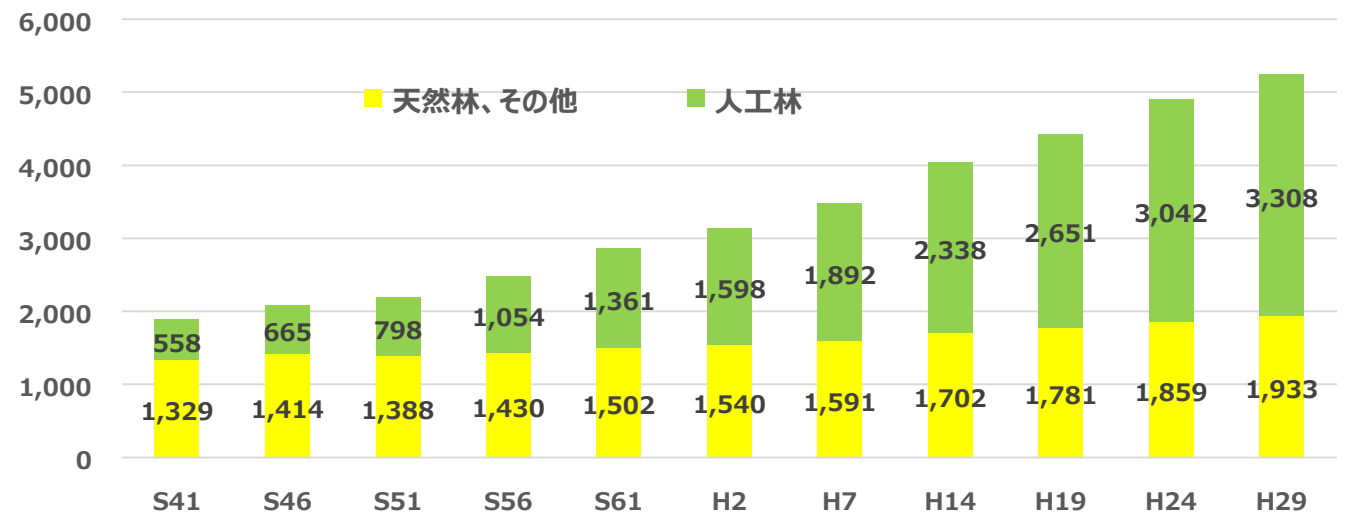


- 森林資源の活用が、地域の経済活動に寄与
- 国では、2025年の木材自給率50%
(国産材供給量：4,000万m³)の目標を設定
※H30木材自給率：36.6%
(国産材供給量：3,020万m³)



- 林業分野、木材・木製品製造分野では担い手の確保が重要

全国の森林資源の推移（蓄積）



資料：林野庁「森林資源の状況（平成29年3月31日現在）」

- 林業分野、木材・木製品製造分野では、担い手が減少する中で技術力の向上等により生産性がアップ
→ 素材生産量が伸びているが、森林資源を活用し更なる増産につなげるためには、担い手の確保が必要

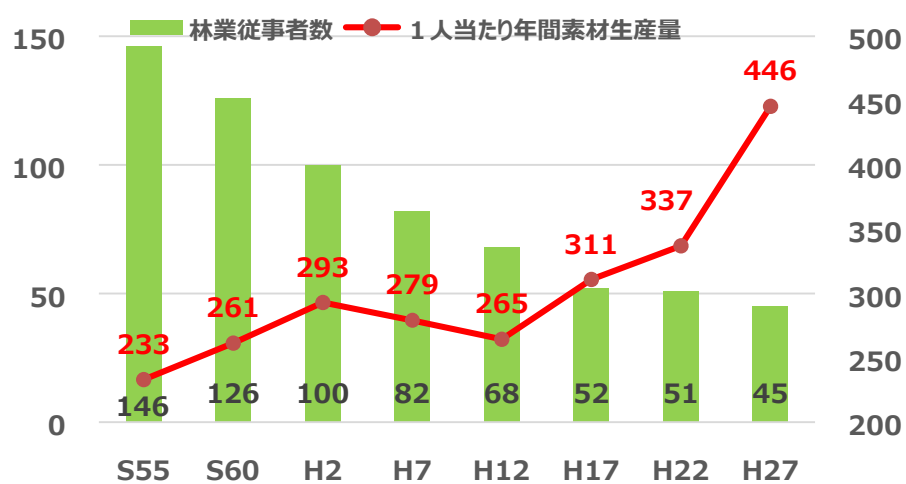
〈林業分野〉

- 林業従事者の数は長期的に減少傾向で推移



高性能林業機械の普及により、生産性が向上したことで、担い手不足をカバー

林業従事者数と素材生産量の推移（全国）



資料：農林水産省「木材需給報告書」から算出

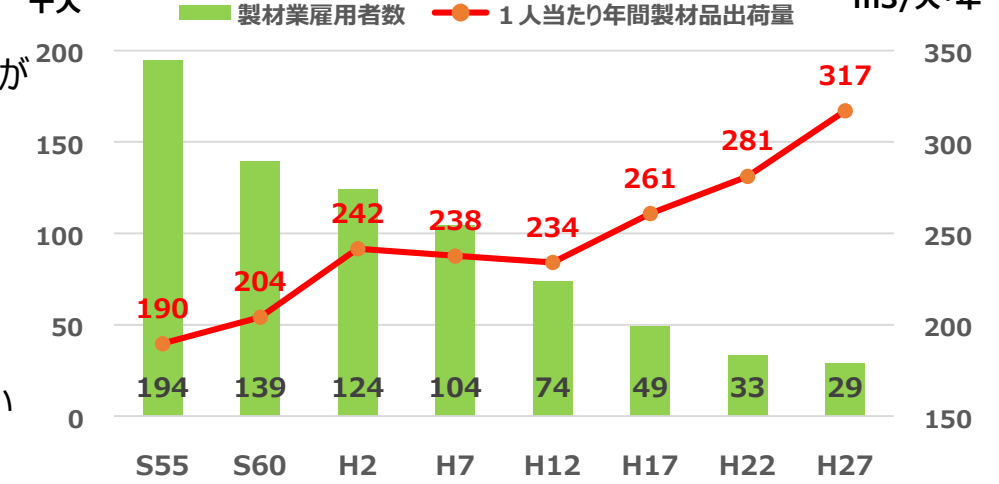
〈木材・木製品製造分野〉

- 製材業雇用者数が激減



生産性の高い大型製材工場の稼働や加工技術により担い手不足をカバー

製材業雇用者数と製材品出荷量の推移（全国）



資料：農林水産省「木材需給報告書」と「木材統計」から算出

- 現行の外国人技能実習制度において、林業分野、木材・木製品製造分野は、在留期間が1年の1号のみ
→ 我が国の林業技術を外国人技能実習生が習得するためには、1年以上の期間が必要

政策提言〈林業分野、木材・木製品製造分野の技能実習2号及び特定技能制度1号への職種追加〉

- 技能実習2号への職種追加：1号の1年と2号の2年で3年間の在留期間→日本の林業技術を習得
- 特定技能制度1号への職種追加：新たに5年間の在留期間（技能実習制度と含め8年）→担い手として活用